

## 交際費・懇談会経費情報公開に関する判例の動向 (下・完) : 最近の五判決に即して

安藤, 高行  
九州大学大学院法学研究科教授

<https://doi.org/10.15017/2166>

---

出版情報 : 法政研究. 66 (3), pp.127-154, 1999-12-20. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :



# 交際費・懇談会経費情報公開に関する判例の動向（下・完）

——最近の五判決に即して——

安藤 高行

はじめに

- 一 交際費情報公開に関する判決
  - (一) 京都府知事交際費事件
  - (二) 東京都知事交際費事件（以上第六六卷第一号）
- 二 懇談会経費情報公開に関する判決
  - (一) 東京都議案課等懇親会経費事件
  - (二) 鹿児島県秘書課等懇談会経費事件
  - (三) 佐賀県秘書課等懇談会経費事件（以上本号）

## 二 懇談会経費情報公開に関する判決

## (一) 東京都議案課等懇親会経費事件

本件は東京都の幹部と都議会議員の間で開催された合計一一回の会議の際の飲食費等の支出に関し、東京都財務局主計部議案課が作成、取得した公文書（具体的には、議案課の起案に係る起案文書および所要経費見積書、債権者の請求書、支出命令書、請求書、支払金口座振替依頼書および領収書（一部）と、東京都情報連絡室報道部総務課、同部報道課、および同室事業課の平成六年度の超過勤務等命令簿の開示請求（ただし、後者の請求については、そのうち、報道課八月分を除く部分を取り下げる旨の取下書が後に提出された）に端を発するものである。

すなわち被告東京都知事がこの請求に対し、前者について、東京都公文書の開示等に関する条例九条二号（個人情報報）、四号（公安秩序情報）、七号（意思形成過程情報）、および八号（事務事業情報）該当を理由に、起案文書の件名欄記載の会議の名称および開催目的の一部、相手方および都側出席者の人数以外の記載、その余の文書における債権者の表示（請求および請求書についてはその印影が存在するものと推認される）、支払金口座振替依頼書の振込先の記載および振込依頼書の記載ならびに領収書の受領者の記載を非開示とし、後者についても、九条二号該当を理由に、記載事項のうち、職員氏名、勤務内容、従事職員確認印、係長確認印、「単価支給額・月間計」を非開示としたことから、原告がそれらの決定には条例の解釈適用を誤った違法があるとして、その取消しを求めて出訴したのである（ただし、原告は訴訟においては前者の非開示部分のうちの債権者の印影の部分、および後者の非開示部分のうちの単価欄と支給額欄の部分の開示は請求していない）。

これに対する東京地裁の判決（冒頭のべたように、「東京都議案課等懇親会経費事件判決」という）は、先ず被告がその該当を主張した条例九条各号の解釈から始めているが、実際にもこの部分が最も重要と思われるので、比較的簡単に済まされている四号を除く、他の三つの条号についての判旨を少しくわしくみてみることにしよう。

二号についての東京地裁の判断は、それが、「個人に関する情報がいわゆるプライバシーに関するものであると明らかに判別することができる場合はもとより、右プライバシーに関するものと推認できる場合をも含めて、思想、心身の状況、病歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況のみならず、個人の活動に関する情報その他一切の個人に関する情報で特定個人が識別されるものを非開示情報としたものである」とするものであった。このことを裏返せば、「形式的には個人に関する情報であっても、公表することにより社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがなく個人のプライバシーに関するものと推認することができないと認められる情報については、同号にいう『個人に関する情報』には該当しないものと解される」ということになるが、判決はこうしておいて、「社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる個人に関する情報としては、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報の多く及び職務行為に関する情報のうち、その行為の内容、結果に当該公務員個人に固有の情報がないもの、あるいは既に公表されている情報等と同種、同性質と認められるものが含まれるものと解される」とするのである。

要するに東京地裁は、およそ個人に関する情報であれば何であれ、個人が識別され得る限り、非開示事由に該当するというような解釈を、都民と都政との信頼関係の強化を目的とする条例一条の趣旨に沿わないものとして斥け、個人情報該当性が認められるためには、何よりも先ず、明らかにプライバシーに関するものであると判別される場合、あるいはプライバシーに関するものと推認できる場合でなければならぬとするのである。

七号については判決は、「懇談会等の会議についても、それが単に事務事業に関連して儀礼的な慰労又は謝意を表明するためのものや関係者間の一般的な信頼の醸成維持のみを目的としているものではなく、都又は国等の事務事業に係る意思形成過程における会議、意見交換であつて、これに関する情報がその記録を含むか、あるいは会議、意見交換等の内容を推認させる情報であつて、これを開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると認められるときは、七号意思形成情報に該当するものといふことができる」といひ、会議に係る情報が意思形成過程情報といえるためには、会議が単なる儀礼的、形式的なものではないこと、および当該情報がその会議の内容を明らかにし、あるいは推認させるものであることという二つの要件が必要であるとするのである。そしてさらに、儀礼的、形式的な会議以外のものであつても、事業の遂行のために関係者との個別的事項についての内密の協議を目的とするものと一般的な事務打合せに止まるものを区別することができ、前者については、当該情報自体は懇談会の外形的事実に関するものであつても、これを公開した場合に、他の関連情報と照合することによつて懇談の相手方、懇談の内容が明らかになるときは、会合の内容について様々な憶測がされることを危惧したりして、当該事務事業または将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあることを否定することができないが、後者については、通常、右の支障を生ずるおそれはないといふべきであるとする。

いうまでもなく、右の後半部分は平成六年二月八日の大阪府水道部の会議接待費・懇談会費の情報公開についての最高裁第三小法廷判決（以下「第三小法廷判決」——民集四八巻二号二五五頁）に倣うものであるが、同様に八号についても、そこである「涉外」とは、都と国等の都以外のものとの間で行われる儀礼、式典、交際等の対外的事務をいひ、「交渉の方針」とは用地買収、損害賠償、労務交渉等の事務における相手方との話合い、折衝、相談の方針をいふのであるから、「都議会関係者を相手方とする懇親会等の会議についても、知事の合理的判断に委ねられた儀礼、

式典、交際等またはこれに準ずるものに該当したり、あるいは事業遂行のために関係者との個別的事項についての内密の協議を目的とするものである場合においては、八号事務事業情報に該当する場合も考えられ、この場合には七号意思形成情報について説示したのと同様、当該情報が会議の外形的事実に関するものであっても、これを公開した場合に、一般人が新聞等から通常入手することができるとして他の関連情報と照合することによって、会議の相手方、会議の内容が明らかになるときは、会議の内容について様々な憶測がされ、当該事業の意見調整に混乱を生ずるといふ事態が想定されるから、当該事務事業または将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあることを否定することはできないものというべきである」という。ここでは第三小法廷判決のみならず、大阪府知事の交際費についての第一小法廷判決の判旨も一部採用されているようにみえるが、それはおそらく本件会議が懇親会であると想定され（事実次にみるように、そのように認定された）、そこには交際的要素もあると意識されていたためであろう。

しかしこのように情報の公開に積極的ではなかった第一小法廷判決の影響が窺われはするものの、右に示したように、東京都議案課等懇親会経費事件判決の非開示条号の解釈は都側のそれに対してかなり厳しく、したがって、ここまですでに判決の結論はほぼ予想がつくのであるが、判決は続いて本件各会議の性質を検討し、議案課の分掌事務、本件支出に係る予算科目、請書の記載等からすると、本件各会議は社会通念上の「懇親会」と解される外形を有するものであったと認められるとする。被告知事は、本件各会議は、その内容のみならず、開催した事実自体を内密にする必要がある会議であった旨主張するのであるが、判決は、被告はそのために必要な主張立証をしていないのであるから、本件各会議の性質が被告主張のようなものであったと認めるには足りないとしてそれを斥けるのである。こうしておいて判決はいよいよ、被告知事主張の各条号該当性の判断に移るのであるが、先ず二号個人情報該当性について次のようにいう。「被告は本件議案課文書に係る非開示部分を開示したときは、相手方が特定識別されることにな

るから、個人情報に該当すると主張する。たしかに相手方にとっては、議案課の起案に係る招宴への出席、そこでの接遇の内容、程度を含めて個人に関する情報といふことができる。」

ここでは近時の懇談会経費情報公開事件の判例がとり、本件でも前述したようにとられている、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の役職や氏名は個人に関する情報には当たらないという解釈は適用されず、きわめて簡単に、都が開催した懇談会に出席した相手方に係る情報は当該相手方にとっては、個人に関する情報といえるとされている。こうすると二号に該当するか否かは、相手方が特定識別され得るか否かにかかるとは、判決はこの点についてはかなりくわしく論じて、「結局、本件全証拠によつても、非開示部分を開示することによつて相手方を特定識別することができるとの事実については立証がないといふべきである」といふ。

したがつて、結論としては二号該当性が否定されことになるが、判決は、この結論を記す前にさらに、「仮に、相手方が特定識別され得るとしても、：前記認定に係る本件各会議の性質に照らせば、そこへの出席もそれぞれの公職に対応した慣行的あるいは儀礼的な接遇への対応として、ことさら公にする必要がないものであるとはいへても、本件各会議への出席が出席者個人のプライバシーを侵害するものと推認することはできないのである」とのべる。すなわち、ここでようやく判決が冒頭で説いた、個人に関する情報についての限定解釈が意義をもつのである。

しかしこの判断そのものは当然といへても、そもそも本論では会議に出席した相手方に係る情報が個人に関する情報に該当することを安易に認め、相手方を特定識別し得るか否かのみが問題であるかのように論じ、ただ「仮に、：」として、当該情報が真に個人に関する情報といえるか否かを改めて論じる判決の行論が問題なのではなからうか。先ず本件の非開示部分が真に個人に関する情報に該当するか否かが判断され、それが肯定されてはじめて特定識別性の判断に移るべきであつて、右に示した東京都議案課等懇親会経費事件判決の趣旨はこの順序を逆にし、かつ、個人

に関する情報に該当するか否かの判断においても混乱がみられるように思われる点で、疑問が呈されよう。

ただ判決はこうしていわば二段構えで懇談会に出席した相手方についての情報の個人情報該当性を否定するのであって、この結論は繰返していえば、近時の判例の大勢と軌を一にするものであった。

七号意思形成過程情報該当性については、被告知事の、本件議案課文書中の会議等の名称および会議の目的を開示すると、関係者や都民に様々な憶測等を生じさせ、無用の誤解を与え、混乱を惹起し、当該会議の内容となった都政の重要課題に関する事務事業に係る意思形成に支障が生じるとの主張に対し、判決は、その主張はきわめて抽象的で、具体的にどのような憶測が生じ、誤解を与え、混乱が生じることになるのかが必ずしも明らかでなく、さらに本件各会議の性質に照らせば、会議の名称または開催の目的を開示したからといって関係行政機関、利害関係者または都民に憶測や無用の誤解を与え、混乱を惹起するといったおそれを認めることはできない等の理由を挙げて、それを認めない。要するに先にのべた、都または国等の事務事業に係る意思形成過程における会議、意見交換であつて、これに関する情報がその記録を含むか、あるいは会議、意見交換等の内容を推認させる情報である場合に七号該当性が認められるとの理解に基づき、推認される本件文書の会議の名称や目的に関する記載や記述の七号該当性を否定するのである。

さらに判決は、同様に、本件会議の性格や憶測される本件文書の内容からすれば、八号事務事業該当性も認められないとする。

判決の要約する「被告の主張」に徴しても、被告知事の非開示決定は、慎重かつ合理的な判断に基づくというよりも、懇親会経費情報の中心部分については非開示とするとの意思決定が先ずあり、したがって根拠とされた非公開条号もむしろ後から求められ、その分被告知事の主張は極めて強引で粗いとの感が強いだけに、非開示決定を取消す判

決の結論は当然といえるが、こうして東京都議案課等懇親会経費事件判決もまた懇談会経費の情報公開について積極的な最近の判例の一つに数えられるのである（もつともその行論に必ずしも賛成できない点があることはすでに指摘したとおりである）。

超過勤務等命令簿については被告知事は、そこに記載されている職員氏名は個人が直接識別される情報であり、また勤務内容もすでに開示されている情報等を組み合わせることにより、あるいは報道課に問合せ等することにより、個人が識別され得る情報であるから、いずれも九条二号に該当すると主張するが、判決は、報道課に所属する職員の氏名および職は東京都職員名簿に記載されているところであつて、これをプライバシーに属する情報ということはできず、また勤務内容の記載も当該個人の職の内容を示すものにすぎないと考えられるのであつて、これによつて当該個人を特定識別することが可能となつたとしても、当該個人の氏名および職に関する情報以上の意味を有するものではなく、社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれはないと認められるものというべきであるとする。ここでは懇親会関係文書の場合と異なり、個人の識別される情報＝個人情報というパターン化した被告知事の主張に対し、オーソドックスに先ず、個人に関する情報といえるか否かが論じられ、結局それが否定されているが、さらに従事職員確認印および係長確認印もこれにより職員氏名が特定され得るから、やはり条例九条二号に該当するとの被告知事の主張についても、右のとおり、職員氏名および勤務内容を非開示とする理由は認められないから、従事職員確認印および係長確認印を非開示とする理由もないことになるとされている。

こうして判決によれば、本件超過勤務等命令簿の内容のうち、唯一、超過勤務手当の額、多寡に関する部分（単価・支給額）のみが、個人の所得に関するものとして、個人に関する情報といえるが、原告は前述のようにその開示は請求していないのであるから、結局原告の請求に係る部分に関する限り、被告知事の非開示決定はすべて違法で

あって、これを取消すべきであるということになるのである。

ここでも個人の氏名は職員のそれを含めて公開しないとの意思決定が先ずあり、それに合わせて非開示条号が求められているにすぎないように思われるから、右の判断は当然であって、とくにこれ以上の詳述の必要はなく、ただ、念のため、超過勤務等命令簿についての判断もまた氏名を聖域化することを認めない最近の判例の趨勢に連なることを指摘しておけば充分であろう。

## （二） 鹿児島県秘書課等懇談会経費事件

本件は原告らが被告鹿児島県知事に対し、鹿児島県情報公開条例に基づいて、平成六年度および七年度の食糧費（県の秘書課、東京事務所、財政課各執行）の支出に係る支出負担行為・支払命令票、請求書および出席者名簿の一切の資料の開示を請求したところ（支出負担行為・支払命令票には、担当課、年度、歳出科目、金額、債権者の住所・氏名、支出の内容、支払金融機関、預金種別、口座番号等が、請求書には、請求の内訳、請求額、債権者の住所・氏名、印、支払先金融機関・口座番号等が、出席者名簿には、懇談会の出席者の所属・氏名等が、それぞれ記載されている）、被告が右文書のうちの債権者の住所・氏名等が記載されている部分および債権者が識別できる部分、ならびに債権者の取引金融機関、預金種別、口座番号等が記載されている部分を条例八条三号（法人等情報）該当を理由に、また懇談会の相手方等出席者が識別されうる部分（平成七年度分については、「懇談等の相手方出席者が記載されている部分および出席者が識別されうる部分」）を条例八条二号（個人情報）および八条八号（事務事業情報）該当を理由に、それぞれ非開示としたことによるものであった。

判決は先ず最近の判決としては例外的に、知る権利と情報公開の関係についてかなり詳細に論じ、またこれも余り例をみないほど丹念に食糧費の性格について論じている。具体的な判断とともにこのことが鹿児島県秘書課等懇談会経費事件判決の特色をなし、また注目されているところなので、この点から判決をフォローしてみよう。

判決は最初に情報等に接し、これを撰取する自由は憲法二二条一項の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然導かれるところであり、このような表現の自由の派生原理として導かれるもの一つに「知る権利」があることを、博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁大法廷決定（昭和四四・一一・二六）等を引用しながらのべる。このこと自体は知る権利についての通常の説明であるが、しかし判決はさらに続けて、知る権利のうち、政府・行政情報の開示請求権としての「知る権利」（狭義の「知る権利」）は民主主義・国民主権の原理にも由来するとする。すなわち原告ら自治体の住民は、憲法九二条や九三条二項をうけて、議員・長の選定・罷免、条例制定などの直接請求、財務会計行為の監査請求等の権利を有するが、これら直接民主制に近い統治機構を与えられている住民による権限行使を実効的ならしめるためには、その資料となる行政機関保有の情報幅広く住民に開示される必要があると判決はするのである。

こうして鹿児島県秘書課等懇談会経費事件判決は行政情報についての知る権利を単に憲法二二条によって根拠づけるのではなく、合わせて憲法九二条・九三条に基づく直接参政制度によっても説明するのであり、この点は他に余り類例をみないかなりユニークな判断であるが、ただ知る権利といっても、具体的中身を明確に定めた立法等がない限り、その内包、外延は不明確であるから、未だ抽象的な権利にすぎず、裁判規範としての具体的権利とはいえないとも判決はいう。この最後の部分は再び通常の判断に戻っている感があるが、判決はこうしておいて、これも通例のパターンに従い、鹿児島県情報公開条例はその規定に照らせば、まさに右にいう立法として、県民等の憲法上の抽象的

権利であった「知る権利」を地方自治の場において実効あらしめるために、裁判規範としての性格を有する「公文書開示請求権」という具体的権利に結実させたものと解するのが相当であるとする。

こうしてみると判決の公文書開示請求権の由来、趣旨を知る権利から説明する行論自体は、学説はもとより、判例においても格別目新しいものではないが、繰返していえば、一つはその説明の詳細さで（人民が情報をもつことの重要性を説いたマディソンやクラーク米司法長官（元）のよく知られた言も引用されている）、もう一つは表現の自由の観点からのみならず、自治体における直接参政制度を実効的たらしめるものとして知る権利とその具体化としての情報公開条例＝公文書開示請求権を語る点で、鹿児島県秘書課等懇談会経費事件判決は特色をもっているといえよう。そしてこのような特色が具体的判断に当たってもかなり影響を与えているのであるが、そのことに進む前に、食糧費の性質についての判旨を簡単にみておくことにしよう。

判決は食糧費について、それは歳出予算の款・項・節のうち、節の区分中の一つである「需用費」に含まれ、行政事務・事業の執行上直接的に費消される経費である点で、節の区分中の一つである「交際費」の予算科目より支出され、地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要し、それ故また性質上広い裁量が認められる経費である交際費とは、基本的な性格が異なるとする。

この区分の説明はしかし必ずしも明確とはいえないように思われるが、判決が再三行政事務、事業の執行上直接的に費消される点に食糧費の特徴があり、そこに交際費との違いが存することを力説しているのをみると、結局食糧費は基本的には外部との関わりではなしに、行政事務、事業それ自体の執行のため費消されるのに対し、交際費は行政事務、事業それ自体の執行のためではなく、文字通り外部との交際のために費消されるところに相違がある（換言すれば、交際は直接的な行政事務、事業の執行ではない）ということのようである。したがって食糧費は接遇という場

で支出することを目的としたものではなく、地方公共団体の長その他の執行機関が、当該地方公共団体の行政事務、事業を執行する過程において食糧費により、茶菓や食事を提供して接遇を行うことは、当該地方公共団体も社会的実体を有するものとして許容される場所であるとしても、節度を失い、あるいは社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものであつてはならないと判決は続けるのであるが、ともあれ、こうした、食糧費は行政事務、事業の執行上直接的に費消される経費であるとの定義も具体的判断に当たつて一定の影響を与えている。

次いで判決は具体論に入り、被告知事主張の当該条号、すなわち八条二号（個人情報）、三号（法人等情報）、および八号（事務事業情報）のそれぞれに関し、先ずその趣旨、解釈、運用等についてのべ、それをうけて本文書にそれぞれどのように適用されるかを論じている。そのうちではとくに八条二号についての判断が詳細であり、また判決のポイントともなつているので、以下ではそれを中心に判旨をみることにしよう。

「個人に関する情報……であつて、特定の個人が識別され、または識別され得るもの」という、いわゆる個人識別情報型である二号の規定の解釈に際しての判決のスタート時の姿勢は、このタイプについてのごく通常のそれであるようにみえる。すなわち「個人に関する情報」とは結局一切の個人に関する情報をいい、個人の識別は通常住所および氏名をもつて行われるので、住所および氏名が記録されている公文書等の場合は、おおむね二号に該当するとの県作成の解釈運用基準を、「条文の趣旨、文言にほぼ忠実であつて適切である」とするのである。いい換えると、「個人に関する情報」とは、個人の内心、能力、活動、動静、状態等の個人に関する一切の情報をいうのであり、したがつてひとに関する記録であれば、そのひとが識別されうる限り、ただし書きに掲げられている例外のケースを除いては、二号の個人情報に該当するるのである。

いうまでもなく、これが公務員たると非公務員たるとを問わず、懇談会出席者の職、氏名を非開示とすることの適

法性を説く場合の最もポピュラーなやり方であり、したがって判決のこのような行論からすれば、本件でも結論は二号による懇談会出席者の職、氏名の非開示を適法とするものとなるはずであった。ところが鹿児島県秘書課等懇談会経費事件判決は右のように論を進めながら、結論は非開示決定を適法とする方向に向かわず、逆にそれを違法とするのである。

そのために判決は県作成の二号の解釈運用基準にコミットするかのようについて、続けてすぐに「同号の規定により開示されないことの利益は、個人の正当な権利利益であつて、その中心部分は、憲法一三条が保障する個人のプライバシーの権利の保護にあると解される」という。無論県作成の解釈運用基準も二号がプライバシーの保護をはかるためのものであることは力説するが、しかしながら、プライバシー概念は法的に未成熟であり、その範囲も個人によつて異なり、類型化することが困難であると展開され、結局プライバシーの保護という目的が、前述のような、当該個人が識別される一切の個人に関する情報を非開示とするものとの二号解釈の根拠となるのに対し、判決は「個人に関する情報」や「個人識別」の意義については解釈運用基準と同様に解し、また二号がプライバシーの権利の保護をはかることを目的とするとの理解においても一致するようにみせかけながら、解釈運用基準のように両者を単純に結び付けるのではなく、むしろこのようにプライバシー権の保障という目的を力説することによつて、二号該当情報の範囲をしばらくとするのである。

そのことは以後の判決の行論をたどっていくとより明らかになる。すなわち判決はさらに続けて、公文書開示請求権がときとしてプライバシー権との緊張関係場面を招来することは鹿児島県情報公開条例制定当初から予想されていた大問題であるとし、この困難を緩和する趣旨で、本条例は、個人を識別できる情報であっても、二号ただし書きに該当する三類型の情報の場合は、公文書開示請求権の利益が大きいために明らかかなものとして開示請求権を優先させ、

逆にそうでない個人識別情報は、プライバシー権を侵害するおそれがあるとの前提の下で、公文書開示請求権をプライバシー権に劣後させ、原則非開示としたのである。単純にみるとは判決はなお個人識別情報型のありふれた解釈例に従っているようにみえるが、実はそうではなく、これまで紹介してきた判決の行論はすべて次のような展開の伏線をなしているのである。

判決はいう。「したがって、両権利の調和を図ることを可能ならしめるためには、一見、同号の文言に反するかのようであるが、開示請求に係る当該情報の客観的性質との関係で、開示請求文書に記載されている者のプライバシー権を中心にして、当該個人の正当な権利利益の侵害が生じる余地のない情報は、特段の事情がない限り、同号のいう『特定の個人が識別され、またはされ得るもの』には含まれないと解するのが相当である。そう解さないと、個人識別情報に関する限り、同号ただし書きが定める三つの場合を除いては、常に公文書開示請求権を劣後させるということになって、本条例が公文書の非開示条例になってしまう危険があり：公文書開示請求権が憲法二二条一項の表現の自由に由来する知る権利を具体化した趣旨を没却することになるのみならず、前記した『個人のプライバシーの概念は法的に未熟であり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難である』：という公文書開示請求権とプライバシーの優劣とは無関係の理由を楯に、実質上プライバシー権に優位性を認めて両権利の調和を崩す（角を矯めて牛を殺す）結果を承認することになり、『実施機関は、県民の公文書等の開示を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限に配慮をしなければならない』と規定して『みだりに』としぼりをかけていること（三条）、及び手引：が『八条各号に規定する適用除外事項に該当するかどうかについては、原則公開の観点から厳正な判断をしなければならない』といている趣旨にも反するからである。」

論旨が入り組んでいてかなり理解しにくい。結論は二号は個人のプライバシーの権利の保護を目的とするものであるから、ただし書きの三類型の情報に該当する情報以外に、プライバシーの侵害が生じる余地のない情報も二号の個人情報には含まれないということである。

この結論は明白であり、また首肯もできるが、このことをいうのに何故右にみたような、複雑な論理を展開せねばならないのか、とくに何故、結論を異にする県の解釈運用基準にこれほどコミットせねばならないのか、甚だ疑問である。さらになお疑問なのはこのように個人のプライバシーの侵害が生じる余地のない情報が二号の個人情報に該当しないのは、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に当たらないからであるとする点である。

判決は、「個人に関する情報」を前述のように一切の個人に関する情報、すなわち人の内心、能力、活動、動静、状態等についての一切の情報として、そこではしほりをかけず、さりとて県主張のように、そこからこのような情報であって、個人が識別されるものは、ただし書きに該当しない限り、すべて二号にいう個人情報に該当するとすると、余りにも二号による情報の非開示の範囲が広範に及ぶとしてそれもとらず、「特定の個人が識別され、又はされ得るもの」によつてしほりをかけて、二号の個人情報の範囲を限定しようとするのであるが、そういうまわりくどい行論を展開するよりも、むしろ端的にプライバシーの侵害が生じる余地のない情報は「個人に関する情報」に当たらないとすること、すなわち最初から県の解釈運用基準とは異なる立場をとる方がはるかに妥当なのではなからうか。

鹿児島県秘書課等懇談会経費事件判決は「個人に関する情報」をそのように解するのは条文の文言に反するとし、一貫してこの解釈を斥けているが、個人のプライバシーの権利の侵害が生じる余地のない情報は「特定の個人が識別され、又はされ得るもの」には含まれないとする方が、たとえ二号該当性を否定するテクニクという面があるとはいえ、余程条文の文言に反するのではなからうか。この無理は次にみるように具体的判断になつてより明らかとなる。

判決は八条二号該当を理由として、「懇談等の相手方等出席者が識別されうる部分」ないし「懇談等の相手方等出席者が記録されている部分及び出席者が識別されうる部分」を非開示とした決定について、県職員の出席者に関する部分、県職員以外の公務員の出席者に関する部分、および民間人の出席者に関する部分、の三つに分け、次のようにいう。

先ず県職員の出席者に関する部分について、一般に県職員の職務遂行に係る情報には、県職員の職、氏名に関する情報で構成されるものが少なくなく、この種の情報は、行政事務に関する情報であるとともに、当該県職員の個人の社会活動に関する情報でもあるが、このような県の職員の職、氏名に関する情報について鹿児島県情報公開条例がどういう評価を与えていると解すべきかについては、地方自治法における普通地方公共団体の職員と住民の關係に溯つて検討する必要があるところ、同法は、住民に、首長・議員を選定・罷免し、あるいは、条例制定などの直接請求を行い、県の財務会計行為の監査を求め、非違行為の是正を請求する権利を認めており、住民によるこれらの権限行使を有効ならしめるためには、その資料となる行政機関保有の情報幅広く住民に開示される必要がある、と判決はいう。

そして判決は最後の部分についてさらに詳論し、地方自治法は住民監査請求と住民訴訟制度をそのために設けているが、この「住民監査請求、住民訴訟制度は、地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として、地方自治法上の重要な諸制度の一つであることに思いを致すと、住民監査請求、住民訴訟をどうかを判断するための情報を取得するためにも、当該職員の職、氏名は、当該職員の財務会計上の行為又は怠る事実と不可分一体の情報として、住民に對して公開される必要があると解される。本条例による公文書開示請求権が県民の地方自治法に基づく住民監査請求、住民訴訟の各権限の円滑な行使に資することをも予定していることは、本条例が『県民参加による公正で開かれた県政』の推進をその目的（一条）に掲げているところからも窺われるところであり、県職員の職務の遂行に係る情報を

構成する当該職員の職、氏名一切が、個人識別情報に該当するとの一事でもって、開示の適用除外事項とされるといふことは、本条例の立法趣旨に反し、本条例の予期することではないと解される」とする。

こうして判決は県職員の職、氏名が当該県職員の職務の遂行に係る情報を構成している場合、それは確かに一面では個人情報という要素をもつが、しかしそのことから直ちに県職員の職、氏名一切を非開示とすることは認められな  
いとするのである。

さらに、判決は続けて、「加えて、前記のとおり、食糧費が、行政事務、事業の執行上直接的に費消されるものであることにかんがみれば、特段の事情がない限り、その執行が宴会、会食を伴う懇談であっても…、県職員が公務の遂行上費消したものであって、県職員の出席者が識別されうる部分について、プライバシー権を中心にして、個人の正当な権利利益の侵害が生じる余地のない情報であると推認されるところ、右特段の事情を認めるに足りる証拠はない。…したがって、県職員の出席者が識別されうる部分が記載されている部分は、同号のいう『特定の個人が識別され、又はされ得るもの』には含まれないと解される」という。

こうして判決は最初に一般論的にのべた文書開示請求権の由来、趣旨、食糧費の性格、および進んで具体的に展開した八条二号の趣旨についての理解をすべて合わせて、懇談に出席した県の職員の職、氏名は非開示情報たる個人情報には該当しないとするのである。

この結論には賛成であるが、しかし、そのために果たして右にみたような行論を展開する必要があるのか、やはり疑問を禁じえない。すでにこの疑問の詳細についてはのべたのでここで改めて繰返すことはしないが、例えば県の職員  
の職、氏名は「特定の個人が識別され、又はされ得るもの」には含まれないという結びの部分のみただけでも、それは明瞭であろう（前述のように、判決自身、個人の識別は通常住所及び氏名をもって行われることを認めている）。

しかし判決は同じ理により、県職員以外の公務員の出席者に関する部分も、「特定の個人が識別され、またはされ得るもの」には含まれないとして、それを非開示とした処分を違法とする。また民間人の出席者についても、「民間人の場合であっても、県の行政事務、事業の執行上行われる懇談（宴会、会食）に参与する以上、県職員の公務遂行過程に参与していることは当然認識していたはずであり、また、前記した食糧費の性格を併せしんしゃくすると、交際費の支出と異なり、食糧費の執行としての懇談（宴会、会食）への出席は、県の行政事務、事業そのものへの関与にほかならないから、当該行政事務、事業が当該民間人のプライバシー権を中心にした正当な権利利益と密接に関連しているといった特段の事情がない限り、個人識別情報として出席を秘匿すべきことは予定されておらず、出席者としても、それが公表されることがあり得ることを自覚しておくべきことは、県職員以外の公務員の場合と異なるところはないと解される」とし、民間人の出席者が識別されうる部分が記載されている部分も、「特定の個人が識別され、又はされ得るもの」には含まれないとする。

この民間人の出席者についての判断は、住民監査請求や住民訴訟上の必要からの立論が後退している分、県職員、および県職員以外の公務員についての判断と比べてかなりスムーズな判断になっているが、それだけに余計、民間人の出席者の氏名が識別されうる部分も「特定の個人が識別され、またはされ得るもの」には含まれないという結論が不自然な印象を与えるものとなっているのである。

八条二号に係る判断に続いて展開されている、債権者の住所氏名等が記載されている部分および債権者が識別できる部分と、債権者の取引金融機関、預金種別、口座番号等が記載されている部分が八条三号の法人等情報に該当するか否かについての鹿児島県秘書課等懇談会経費事件判決の判断は、それに比べると、通常の判断である。

すなわち判決は債権者の住所氏名等について、これらの情報は請求書、計算書、支出負担行為・支払命令票、集合

支払内訳票等の文書に記載されているが、それが開示されても、当該文書には「事業者の営業上の有形・無形の秘密、ノウハウ等、同業者との対抗関係上特に秘匿を要するような営業情報が記録されているわけではなく、また、数ある顧客の中の、しかも地方公共団体の一部門である財政課、秘書課、東京事務所の、かつ特定年度の利用状況が明らかにされるだけであるから、このような情報が公開されたからといって、本来事業者のみが管理保有し得べきはずの営業情報や経営内容が当該事業者の意思に反して外部に流出することになるとは認められないし、財政課、秘書課および東京事務所の利用の事実が明らかになったからといって当該飲食店等の社会的評価を低下させることになるとも通常は考え難く、また、これに反する証拠もない」として、非開示決定を違法とする。

これは明らかに大阪府水道部会議接待費・懇談会費事件一・二審判決や、「原審は、∴、本件文書には飲食店を経営する業者の営業上の秘密、ノウハウなど同業者との対抗関係上特に秘匿を要する情報が記録されているわけではなく、また、府水道部による利用の事実が公開されたとしても、特に右業者の社会的評価が低下するなどの不利益を被るとは認め難いので、本件文書の公開により当該業者の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないとしてこれを否定しており、この原審の判断は、正当として是認することができる」とした第三小法廷判決に倣っており（判決自身、本件は大阪府知事交際費事件第一小法廷判決とは事案を異にし、大阪府水道部会議接待費・懇談会費第三小法廷判決に類似するという）、法人等情報該当性についてのごく通常の判断といえよう。

また債権者の取引金融機関、預金種別、口座番号等について、本来これらの情報は重要な内部管理情報に属する性質の情報であり、どの範囲でこれらの金融情報を明らかにするかは債権者の任意の選択に委ねられるべきものであると解されるから、債権者の同意もなくこれらの情報を広く開示することは、債権者の正当な利益を害するものと推認するのが正当であるとして、県知事の非開示決定を適法とするが、これも、非開示決定を違法とする判例もあるもの

の、同様の理由により適法とする例も珍しくはないから（むしろ適法とする例の方が多いと思われる）、ごく普通の判断といえ、格別のコメントは不要であろう。

懇談等の相手方等出席者が識別されうる部分が八条八号の事務事業情報に該当するか否かについても、同号に関する県の解釈運用基準の考察をはじめ、かなりくわしく論じられているが、結論は、「前記したとおり、食糧費は、交際費と異なり、行政事務、事業の執行上直接的に消費されるものであることにかんがみれば、会食を伴った懇談等が出席者（県職員であろうと、それ以外の公務員、民間人であろうと同じ）にとって当然に非公式、非公開である必要のあるものとは認め難」く、それを覆す特段の事情もないとして、八条八号該当を理由に懇談等の相手方等出席者が識別されうる部分を非開示とした決定を違法とするものであり、食糧費についての冒頭での定義がここでも活用されているのを別にすれば、やはり第三小法廷判決とその趣旨を同じくするものである。

したがって、こうしてみると、繰返しになるが、鹿児島県秘書課等懇談会経費事件判決は、何よりも公文書開示請求権の由来、趣旨、食糧費の性格、個人情報条号の趣旨、の理解において特色とユニークさをもっているといえよう。そしてそこから導き出される結論は確かに首肯されるところも多く、また近年の判例の大勢に連なるものであるが、再び繰返していえば、こうした結論を導くのに果たしてこの判決がとったような方法や推論がふさわしく、また必要かについては、かなり疑問が呈されるように思われるのである。

(三) 佐賀県秘書課等懇談会経費事件

この事件は原告らが佐賀県情報公開条例に基づき、平成四年ないし八年の各三月の佐賀県土木部監理課の食糧費支出に係る文書および各一月に実施された監理課の県外出張の復命書、平成四年ないし八年の各一月に実施された監理課の県外出張に関する旅行命令書、旅費請求書兼計算書、監理課に対する他の自治体からの来庁依頼書、佐賀県東京事務所、佐賀県財政課、および佐賀県秘書課の各平成五年度の食糧費支出に係る文書、等の開示を請求したところ、佐賀県知事がそれぞれの一部を非開示とする旨の決定をしたため、その取消しを求めた事案である。

非開示とされた部分に記載された情報は多岐にわたっているが、判決に従って、県知事により主張された非開示根拠条号別に分類すると（一部重複）、(1)公務員の職名・職務の級・所属部署・住所・氏名・印影等、食糧費支出の目的、公務員の出張旅費に係る振込先金融機関・口座番号・電話番号、懇談会等の相手方である民間人の氏名等、(2)債権者の住所・氏名・金融機関コード・取引銀行名・預金種別・口座番号・印影等、(3)懇談会等（食糧費支出）の目的（名称）・開催場所・出席者の氏名等、および復命要旨、であり、県知事がそれらを非開示とした根拠条号は、(1)が六条二号（個人情報）、(2)が六条三号（法人等情報）、(3)が六条六号（事務事業情報）であった。

判決は鹿児島県秘書課等懇談会経費事件判決と異なり、公文書開示請求権の性質については、「本件条例の定める公文書開示請求権は、憲法二一条に基礎を置く知る権利に奉仕するものではあるが、知る権利はそれ自体としては抽象的な権利である上、憲法二一条の規定に基づいて直接具体的な請求権が発生するものではないから、右公文書開示請求権は、直接憲法二一条により保障された権利ではなく、本件条例により創設された権利であるというべきである」と簡単に済ませ、また食糧費の性格についても殊更ふれるところはないが、本件条例の解釈基準と、該当を主

張された三条号の趣旨および解釈基準については同様にかなりくわしく見解をのべ、それをうけて具体的判断を行っている。

この判断はかなりオーソドックスであり、その分鹿児島県秘書課等懇談会経費事件判決よりも近時の判例の大勢と軌を一にするものになっているが、このような判決をその順に従ってみていくことにしよう。

判決は右にのべた公文書開示請求権に関する判断に続き、先ず本件条例の解釈基準について、条例の一条(目的)と三条(解釈および運用の指針)を手掛かりに、その見解をのべる。すなわち判決によれば、「地方自治の本旨に即した県政の発展に資することを目的とする」旨の一条の規定、「公文書の開示を請求する県民の権利を尊重するものとする」との三条前段の「公開の原則」の規定、「個人に関する情報がみだりに公にされることがないよう配慮しなければならぬ」旨の三条後段の規定、および非開示公文書の範囲について明確に類型化して列挙している六条の規定、等に照らせば、非開示事由の適用に当たっては、原則公開の趣旨をふまえた上で、個人の基本的人権の尊重に留意し、非開示事由の文言の意味するところを合理的に解釈すべきものとされる。いささか抽象的であるが、この立場が以後の判断を一貫してリードしている。

この佐賀県情報公開条例の解釈基準に次いで、判決は非開示決定の根拠とされた六条二号、三号、六号の三条号について、順にその趣旨および解釈基準をのべ、本文書のそれぞれの情報への各条号の適用の可否を論じているが、そのうちでは二号に関する判断が、結論とはともかく、その趣旨と解釈基準の理解において、鹿児島県秘書課等懇談会経費事件判決とかなり対照的である。

すなわち、佐賀地裁判決は、「個人に関する情報…で特定の個人が識別され得るもの」という二号は、個人に関する情報で特定の個人が識別され得るものについては原則非開示(いわゆる個人識別情報型)としている趣旨に読めな

くはないが、前述の本件条例の趣旨、目的、および県作成の二号についての解釈運用基準が、本号に該当する公文書の具体例として、もっぱら個人の秘密に関する情報を記載した文書を例示しており、またその趣旨を、「個人の尊厳、基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを保護するため」としていることなどを総合すると、本号による保護が予定されているのは、特定の個人が識別され得る情報のうち、個人のプライバシーに係る情報であると解される、という。

したがってこのような理解からすれば、二号の適用に当たっては、特定の個人が識別され得る情報についても、当該情報がプライバシーに関係しないことが明らかな場合には、これを非開示とすることが許されず、また、特定の個人が識別され得る情報が、個人のプライバシーに係る情報である場合にも、直ちに非開示とすべきではなく、当該情報を開示することにより、当該個人のプライバシーおよびその他の利益が侵害される可能性が生じるか否かを検討して、開示するか否かを判断すべきであるということになるのである。

こうしてみると、その開示が当該個人のプライバシーの権利およびその他の権利を侵害する可能性がない情報は、「特定の個人が識別され得る」情報には当たらないとした鹿児島県秘書課等懇談会経費事件判決との違いは明らかであり、それと明言はしていないものの、佐賀県秘書課等懇談会経費事件判決はむしろ、「個人に関する情報」の部分で二号適用の範囲にしほりをかけようとするものであるとみてよいであろう。

以下判決はこのような立場から、二号該当として非開示とされた情報について、ケースを分けてその可否を論じる。そのトップに置かれているのは、公務員が識別され得る情報の場合であるが、判決のこのケースについての判断はあるいは総論的に、あるいは各論的にかなりくわしくのべられていて、この点が判決の一つの特色をなしている。

判決は、確かに公務員の職務遂行に係る情報は、行政事務に関する情報としての側面のみならず、公務員個人に関

する情報としての側面も有するが、本件条例の、県民本位の開かれた県政の発展を図り、県政のより一層公正な執行を確保するという目的からすれば、これらの情報は、たとえ、公務員個人に関する情報としての側面を有するものであつても、当該公務員が公務を遂行するに当たり、とくに秘匿されるべきとされているものでない限りは、二号で保護される情報には該当しないと解するのが相当であり、この理は、県職員たる公務員であると、県職員以外の公務員であるとかかわらず、妥当するという。そして本件の、公務として県外に出張すること、および県の行政事務および事業の執行上行われる懇談会等に出席することは、殊更公にする必要があるものではないといえるとしても、とくに秘匿されるべき情報には該当しないというべきであるから、それを開示しても当該公務員のプライバシーを侵害するものとはいえないとされる。

こうしておいて判決は、公務員が識別され得る（と主張される）個々の情報について二号の適用の可否を判断する。公務遂行に際して公文書に記録された、いわば公務員が識別され得る典型的信息である公務員の職名・職務の級・所属部署・住所・氏名・印影、等については右にのべた一般原則に照らし、とくに秘匿されるべき個人に関する情報とはいいいないから、二号の非開示事由に該当せず、したがってこれらの情報の記載されている部分を非開示とした処分は、県職員の場合であると県職員以外の公務員の場合であるとかかわらず、違法であるとされる。この結論はごく簡単に、しかし断定的に下されている。

また食糧費支出に係る文書の食糧費支出目的を開示すると、特定の団体名の記載があるため、これらに所属する個人名が簡単に判明するとの主張についても、仮にこの主張のように食糧費支出の目的の開示により、懇談会等の相手方たる公務員が識別され得るとしても、懇談会等への出席が明らかになることが当該公務員のプライバシーを侵害するものといえないことは一般原則として説いたとおりであるから、食糧費の目的はやはり二号の非開示事由に該当せ

ず、それが記載された部分を非開示とした処分は違法であると判示されている。

ただ判決は、公務員が出張旅費を受取る際の振込先金融機関・口座番号・電話番号については、前二者は当該公務員の私生活においても、財産管理に関するきわめて重要な事項であり、また電話番号も同様に公務員の私生活に密接に関わる情報であつて、たとえ公務員といえどもこれらの情報を一般県民に広く開示することまで求められているとは到底解することはできないから、とくに秘匿されるべき情報に当たるといふべきであるという。

したがってこれらの情報が記載されている部分を非開示とした処分は適法とされるのであるが、近時の全般的には自治体の非開示処分に厳しい判例も、金融機関に係る情報については比較的非開示決定の適法性を認めているから、佐賀県秘書課等懇談会経費事件判決のこの判断も最近の判例と同様の傾向を示すものといえよう。

民間人が識別され得る情報である場合については、懇談会等を、内密の協議を目的とする場合と、それ以外の関係行政庁等との単純な事務打合せ等の場合に分けた第三小法廷判決に倣い、懇談会等の目的が、当該民間人の財産等の売渡交渉等や、特定の事業遂行について地権者である住民個々人の意見を聴取するための内密の協議であるなど、前者に当たる場合には、そのような懇談会等に出席したという情報自体が、当該民間人の意思に反して公にしてはならない個人に関する情報に当たると解すべきであり、したがって、このような懇談会等の相手方である当該民間人の氏名等の当該個人が識別され得る情報は、二号に該当すると解されるが、懇談会等がこのような内密の協議を目的とする会合に当たることについては被告に主張立証責任があると解すべきところ、それがなされていないので、民間人の氏名等、当該民間人が識別できる情報が二号に該当すると認めることはできない、と判決はいう（ただし電話番号については、個人の私生活に密接に関わる情報であり、公務員のそれと同様、当該個人の意志に反して一般に公開されるべき情報ではないという）。これもまた近時の判例にほぼ共通する判断であるから、特段の説明は不要であろう。

続いて債権者の住所・氏名等債権者が識別できる情報が記載されている部分を三号により非開示とした決定についても、これらの情報が記載されている請求書にはその他に、通常、料理・飲食物の売上単価、数量、奉仕料、合計金額、飲食日時等の情報が記載されているが、かかる情報は、当該飲食店を経営する事業者の事業活動に有用な技術開発上または営業販売上等の情報に当たるとはいえず、同業者との対抗関係上もとくに秘匿されるべき営業情報とはいえないことや、県の利用が明らかになったからといって、当該飲食店の評価を低下させるとは考えられないこと、等を理由として、違法とする。

ただ債権者の金融機関口座に関する情報は三号に該当するとして、その部分の非開示決定は適法とするが、そのような金融機関関係情報を除いては、住所・氏名等の債権者に関する情報の法人等情報該当性を否定するもの、これまでみてきたように最近の判例に共通するごく通常の判断であつて、容易に理解されるところである。

最後の六号該当とされた部分についての判断では先ず二号の場合と同じように、比較的くわしく規定の趣旨と解釈基準についての見解がのべられている。それを要約すれば、六号の趣旨は、行政が行う検査、監査、取締り等の事務の公正かつ円滑な実施の確保を図ることにあり、これらの検査等の情報が開示されることにより、同号所定の「当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に対する関係者との信頼若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれ」が認められるためには、単に実施機関である被告の主観において右おそれがあるものと判断されることでは足りず、個別の事情に照らし、具体的に右おそれが存在することが必要であると解すべきであるということである。

このことを前提に、懇談会等（食糧費支出）の目的（名称）・開催場所・出席者の氏名等出席者が識別できる情報が記載されている部分と復命要旨が記載されている部分を非開示とした決定の六号該当性が論じられているが、ここで

再び懇談会等や、復命書の対象となった会議・交渉等が関係者との内密の協議を目的としたものであるか否かという基準が用いられる。

すなわち、懇談会等について出席者が識別される部分が六号の非開示事由に該当す、というためには、被告の側で、その懇談会等が六号に列挙する検査等の事務に該当し、しかも、当該懇談会等が事業の施行のために必要な事項についての関係者との内密の協議を目的としたものであり、かつ、本件各文書を開示することによってその相手方や協議内容等が了知される可能性があることを具体的に主張立証する責任があるものと解すべきであるが、被告の主張は未だ抽象的であって、懇談会等が内密の協議を目的として行われたものである点についての具体的な主張立証はないとされるのである。また懇談会等の目的（名称）・開催場所・出席者の氏名等が開示された場合、著しい支障を生ずる等のおそれがあるとの被告の主張についても、右にみたように、本件で問題とされている懇談会等が内密の協議を目的としたものであることについて、被告の主張立証がないから、著しい支障が生ずる等のおそれがあると判断することはできないといい、さらにその他の六号該当との被告の主張についても、同様の理由によってそれを斥けている。

会議・交渉等に関する復命書の要旨が記載されている部分についても、それが六号の非開示事由に該当するといえるためには、その会議・交渉等が懇談会の場合と同様に、事業の施行のために必要な事項についての内密の協議を目的としたものであることが必要であり、またその主張立証責任は被告の側にあるが、被告のこの点についての主張も未だ抽象的であって、内密の協議を目的としたものであることについての具体的な主張立証はないといふべきであるとされる。

こうして六号該当との被告の主張は、第三小法廷判決が示し、その後多くの下級審判決が倣っている法理によって全面的に斥けられるのである。このようにしてみると佐賀県秘書課等懇談会経費事件判決はこれまで繰返し述べたよ

うに、第三小法廷判決をはじめとする、最近の懇談会経費情報の非開示決定に厳しい判決の趣旨と理論をうけ、それを十分に含んで、きわめてオーソドックスに判断した判決といえるであろう。

その意味で佐賀県秘書課等懇談会経費事件判決は格別目新しい判断が示されているわけではないが、懇談会経費情報の開示についての判例の現在のレベルを知るのに格好の例となっているのである。<sup>(1)</sup>

(1) 本稿は平成一〇年三月二七日の佐賀県秘書課等懇談会経費事件判決から間もない時期に脱稿したものであるが、その後今日までの間に本稿で扱った三事件について控訴審判決、あるいは上告審判決が言渡されているので、その経過について簡単に補足しておきたい。

東京都議案課等懇親会経費事件は都側の控訴に対し、東京高裁が平成一〇年三月二五日棄却を言渡し、さらに都の懇親会関係文書についての上告に対しても（都は超過勤務関係文書については控訴審判決を受け入れた）、平成一一年六月一日棄却が言渡された。

鹿児島県秘書課等懇談会経費事件については（なお本稿(1)でその一審判決の年月日を平成九年九月二日としていたが、平成九年九月二九日の誤りなので訂正する）、福岡高裁宮崎支部が平成一一年六月一八日県側の控訴を棄却したが、上告がなされたため、目下最高裁に係属中である。

佐賀県秘書課等懇談会経費事件も鹿児島県秘書課等懇談会経費事件と同様に、平成一一年六月四日福岡高裁により県側の控訴が棄却されたが、上告がなされ、現在最高裁の判断を待っているところである。

また本稿(1)で検討した京都府知事交際費事件と東京都知事交際費事件ともに上告され、現在最高裁に係属中である。